

北しりべし定住自立圏共生ビジョン（素案）

（平成22年度～平成26年度）

平成22年 月  
北海道小樽市

# 目 次

## 第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定に当たって

- 1 定住自立圏の概要とこれまでの取組…………… 1
- 2 定住自立圏の名称及び構成市町村の名称…………… 1
- 3 定住自立圏共生ビジョンの目的…………… 1
- 4 定住自立圏共生ビジョンの期間…………… 1

## 第2章 圏域の概況と課題

- 1 6市町村の概況…………… 2
- 2 圏域の結びつき…………… 4
- 3 人口等の推移…………… 6
- 4 産業等の推移…………… 9
- 5 地域医療の概況…………… 13
- 6 構成市町村の主な地域資源…………… 15
- 7 圏域の課題…………… 17

## 第3章 圏域の将来像

- 1 北しりべし定住自立圏の将来像…………… 19
- 2 将来像実現に向けた目標…………… 20

## 第4章 協定に基づき推進する具体的取組

- 1 政策分野別共生ビジョンの体系…………… 23
- 2 生活機能の強化に係る政策分野の事業概要…………… 27
- 3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業概要…………… 38
- 4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業概要…………… 44

## 第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定に当たって

### 1 定住自立圏の概要とこれまでの取組

今後、地方圏ばかりではなく、都市圏においても人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方からの人口の流出を食い止め、安心して暮らせる地域を築くため、定住自立圏の形成によって、一定の都市機能を有した中心市と経済や文化等で密接に関係がある周辺市町村が集約とネットワークの考え方にに基づき、互いに連携・協力して、圏域全体の活性化を図るものです。

小樽市は、昨年9月15日に中心的な役割を担う意思を表明する「中心市宣言」を行い、周辺町村である、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志5町村と、圏域を形成し、医療・福祉、産業、交通機能など、小樽市に集積している都市機能を活用することによって、圏域全体の利便性の向上や安心した暮らしの確保を図るとともに、周辺町村の地域資源を活用し、新たな地元特産品の開発や、広域観光ルートの開拓による、産業振興を図る取組について協議を行ってきました。

本年、その基本的な考え方がまとまったことから、定住自立圏形成協定を各議会へ提案し、その議決を経て、4月1日に小樽市と北後志5町村との間で、1対1の協定を締結しました。

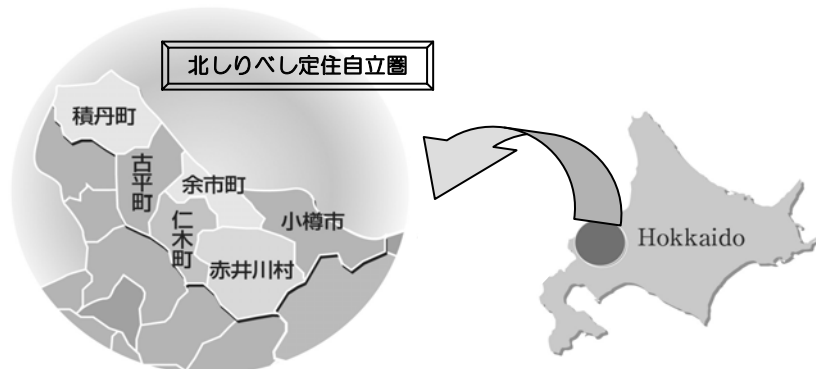
### 2 定住自立圏の名称及び構成市町村

#### (1) 定住自立圏の名称

北しりべし定住自立圏

#### (2) 定住自立圏の構成市町村

小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村



### 3 定住自立圏共生ビジョンの目的

人口の減少や少子高齢化が進む圏域において、圏域における共通の課題解決に向けて、中心市の小樽市が、圏域の将来像や定住自立圏形成協定に基づき、北後志5町村との間で連携や協力を有機的に行い、医療や福祉、交通など、定住に必要な生活機能の確保・充実に努めるとともに、産業振興を通じて、自立に必要な経済基盤の整備を促進し、圏域全体の活性化や利便性の向上を図るために推進する具体的な取組等を明らかにするものであります。

### 4 定住自立圏共生ビジョンの期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。  
ただし、毎年度所要の変更を行うものとします。

## 第2章 圏域の概況と課題

### 1 6市町村の概況

#### (1) 小樽市

小樽市は、北海道西海岸のほぼ中央に位置し、海・山・坂など変化に富み、天然の良港を有する、後志管内で唯一の市であるとともに、保健所政令市の一つでもあります。

北海道開拓の拠点として歴史や文化が形成されたまちで、古くから日本海に面する港を拠点にアジア諸国やロシアからの物資や人の交流が行われてきました。

近年は、中国との定期コンテナ航路をはじめ、世界中から多くの貨物船や豪華客船が入港しているほか、小樽運河や歴史的建造物が、小樽の魅力として国内外に発信され、年間約700万人の観光客が訪れています。

2009年の地域ブランド調査（「ブランド総合研究所」調べ）では、総合6位になるなど高い知名度と根強い人気を誇っており、市民、経済界、行政が一体となって、より質の高い時間消費型観光に取り組んでいます。また、同時に地場製品のブランド化を図り、国内はもとより、国外に向けての販路拡大を図っています。

#### (2) 積丹町

積丹町は、積丹半島の先端に位置し、小樽市からは車で約1時間、北海道の他の日本海沿岸の市町村と同じく、古くはニシン漁で栄えた町です。

ニシン漁で栄えた町であることから漁業従事者が多く、6月から8月が漁期の「ウニ」は東京築地市場でも有名な、町を代表する産品です。

農家数は多くはありませんが、酪農家から排出される家畜ふん尿を活用した土づくりによる低農薬の畑作経営を行っており、かぼちゃ・ジャガイモはその安全性が認められほとんどが契約販売となっています。また、近年はミニトマトの生産も盛んです。

積丹半島には奇岩・景勝地が多く、特に神威岬（北海道遺産）や島武意海岸（日本の渚百選）と、しゃこたんブルーと呼ばれる特有の澄んだ海の青さは人々の心を魅了しており、「景観」と新鮮な海産物「食」とを提供する札樽圏近郊の観光地として多くの皆さんが訪れています。

#### (3) 古平町

古平町は、積丹半島の東側中央部に位置し、小樽市からは西におおよそ40kmの距離にあります。東、南、西の3方向は山地を介して、余市町、仁木町及び積丹町など6町村と接し、北方は日本海に面しています。

気候は、冬季に北西の季節風を受け、積雪は多いが、濃霧も少なく、年間の平均気温が約8℃、平均降水量が約1000mmであります。対馬海流の影響により、内陸部に比べて寒暖の差が少ない気候です。

漁業、水産加工業を基幹産業とし、うに、甘えび、たらこ等が町の特産品であり、農業も従事者は多くありませんが、米、いちごを中心に栽培しています。また、日本海を一望できる温泉やキャンプ場を有しており、夏場には多くの観光客が訪れます。

古平町のまちづくりは、「みんながいきいき、ほのぼのと、生きがいのある人生をすごすまち」を将来像として進めています。

**(4) 仁木町**

仁木町は、北海道の西部、後志管内北部に位置し、基幹産業は農業です。特に、りんご、さくらんぼ、ぶどうなどの果樹栽培が盛んで北海道一の「フルーツの町」でもあります。

地理的には、余市町に隣接しており、小樽市まで24Km、札幌市までは58Kmと北海道の中心に近接していることから、りんごのオーナー制度などにより都市と農村との交流が盛んに行われています。

気候は、対馬暖流の影響を受け、四季を通じて温暖多湿、東西の山々が暴風壁となって強風も少なく、豪雪地帯には指定されていますが、根雪の期間は短く霜も少ないのが特徴です。そのこともあり、果樹の他、そ菜や水稲など農作物の栽培に適していて、“もぎとり観光農園”発祥の地でもあります。

「フルーツパークにき」を会場に、7月に開催される「さくらんぼフェスティバル」や豊じょうの秋10月には「うまいもんじゃ祭り」など、各種イベントを開催しています。

**(5) 余市町**

余市町は、積丹半島の基部に位置し、小樽市、古平町、仁木町、赤井川村に隣接しています。日本海と緩やかな丘陵に囲まれ、温暖な気候と農産物・海産物などの豊かな自然の恵みのもとで古くから人が定住し、発展してきた町です。

町の産業は、農業・漁業・製造業・加工業・商業など多様な形態から成り立っています。これら多彩な産業が生み出す特産品や、豊かな自然、そして町の歴史を伝える文化遺産などが町の魅力となっています。

今後、基幹産業である第一次産業を基盤に、豊かな自然環境の下で活力ある町づくりを進め、また、宇宙飛行士の毛利衛氏や長野五輪金メダリスト、斉藤選手・船木選手などを生んだ伝統・風土を継承して人づくりに努めるとともに、町民と行政との協働により、子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる町づくりを目指しています。

**(6) 赤井川村**

赤井川村は、北海道の南西部に位置し、周囲を札幌市、小樽市、余市町、仁木町、倶知安町、京極町の2市4町に囲まれた緑豊かな「カルデラの里」です。総面積は約280平方kmと広大ですが、その8割が山林で占められています。

その四方を山々に囲まれた「カルデラ」状の地形をなしており、秋のよく晴れた朝には霧が盆地内にたまり、幻想的な「雲の湖」が見られることがあります。

気候は、盆地特有の内陸型気候で、積雪は多く、北海道内でも有数の豪雪地帯となっており、「キロロ・スノーワールド」には、国内外から多くの観光客が訪れ主産業の1つとなっています。また、夏は気温が上がりますが、昼夜の寒暖の差が大きく、果菜類の栽培に適しており、近年では国営かんがい排水事業により整備された農業用水を利用して、花きやブロッコリーの栽培が盛んです。

赤井川村は、失ったら二度と取り戻せない農山村の景観や文化を守るため、平成17年に設立されたNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟し、村の地域資源の保全に取り組んでいます。

## 2 圏域の結びつき

### (1) ごみ焼却施設（北しりべし広域クリーンセンター）の共同利用

自治体名	平成20年度		平成21年度	
	搬入量(t)	構成比(%)	搬入量(t)	構成比(%)
小樽市	38,656.9	84.8	38,065.5	84.9
積丹町	582.8	1.3	553.9	1.2
古平町	928.7	2.1	912.3	2.0
仁木町	608.7	1.3	571.8	1.3
余市町	4,389.9	9.6	4,332.9	9.7
赤井川村	404.9	0.9	403.7	0.9
合計	45,571.9	100.0	44,840.1	100.0

(資料：北しりべし廃棄物処理広域連合調べ)

### (2) 小樽市への流入人口

自治体名	就業流入人口		通学流入人口	
	人数(人)	通勤率(%)	人数(人)	通学率(%)
積丹町	12	0.1	25	1.0
古平町	35	0.3	50	2.0
仁木町	75	0.7	57	2.2
余市町	918	8.8	353	13.9
赤井川村	18	0.2	17	0.7
その他	9,397	89.9	2,037	80.2
合計	10,455	100.0	2,539	100.0

(資料：平成17年国勢調査)

### (3) 小樽市夜間急病センターの利用状況

自治体名	平成20年度		平成21年度	
	利用者数(人)	構成比(%)	利用者数(人)	構成比(%)
小樽市	6,552	86.2	7,257	87.1
積丹町	23	0.3	18	0.2
古平町	41	0.5	28	0.3
仁木町	38	0.5	45	0.5
余市町	257	3.4	291	3.5
赤井川村	30	0.4	29	0.4
その他	662	8.7	666	8.0
合計	7,603	100.0	8,334	100.0

(資料：小樽市保健所調べ)

(4) 小樽市の主な病院の利用状況（平成21年度）

病院名(病床数、診療科数)	種別	地域別	患者数(人)	構成比(%)
市立小樽病院 病床数 223床 診療科数 14科	入院	小樽市内	44,805	83.7
		周辺町村	6,660	12.5
		その他	2,036	3.8
	外来	小樽市内	79,889	74.9
		周辺町村	11,029	10.3
		その他	15,749	14.8
小樽市立脳・循環器・こころの医療センター 病床数 222床 診療科数 8科	入院	小樽市内	46,119	70.9
		周辺町村	9,609	14.8
		その他	9,326	14.3
	外来	小樽市内	46,371	76.1
		周辺町村	8,093	13.3
		その他	6,478	10.6
北海道社会事業協会 小樽病院 病床数 240床 診療科数 12科	入院	小樽市内	61,218	80.3
		周辺町村	8,501	11.1
		その他	6,538	8.6
	外来	小樽市内	39,653	84.5
		周辺町村	4,208	9.0
		その他	3,040	6.5
北海道済生会小樽病院 病床数 床 診療科数 科	入院	小樽市内 周辺町村 その他	<b>集計中</b>	
	外来	小樽市内 周辺町村 その他	<b>集計中</b>	
日本海員掖済会 小樽掖済会病院 病床数 154床 診療科数 7科	入院・ 外来	小樽市内	25,355	88.8
		周辺町村	2,124	7.4
		その他	1,079	3.8

(資料：各病院からの資料)



【北しりべし広域クリーンセンター】



【小樽市夜間急病センター】

### 3 人口等の推移

#### (1) 人口の推移

当圏域を構成している市町村の人口推移を見ると、全市町村が総じて10%以上の減少になっています。また、平成22年4月から小樽市が過疎地域自立促進特別措置法における「過疎地域」の対象となったことにより、余市町以外の市町村が「過疎地域」となりました。

(単位：人)

自治体名	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H2/H17 増減率(%)	<参考> 平成22年
小樽市	163,211	157,022	150,687	142,161	△12.9	133,752
積丹町	4,012	3,648	3,149	2,860	△28.7	2,631
古平町	4,967	4,654	4,318	4,021	△19.0	3,803
仁木町	4,595	4,293	4,111	3,967	△13.7	3,822
余市町	25,266	24,485	23,685	22,734	△10.0	21,479
赤井川村	1,470	1,552	1,512	1,310	△10.9	1,234
合計	203,521	195,654	187,462	177,053	△13.0	166,721

(資料：国勢調査。平成22年は5月末現在、住民基本台帳による。)

#### (2) 高齢者単身世帯の推移

平成2年と平成17年の国勢調査の数値を比較すると、余市町と仁木町で約2倍を超えているほか、他の市町村でも大きく増加しています。このことから、高齢者が住み慣れた地域で生活を送るための福祉サービスの充実や、生きがいを持って健康に生活できる環境づくりが必要です。

(単位：人)

自治体名	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H2/H17 増減率(%)
小樽市	4,221	5,533	7,067	8,288	96.4
積丹町	137	167	191	245	78.8
古平町	149	188	228	277	85.9
仁木町	84	127	164	191	127.4
余市町	563	715	942	1,143	103.0
赤井川村	36	42	44	50	38.9
合計	5,190	6,772	8,636	10,194	96.4

(資料：国勢調査)



## (3) 3区分人口の推移

平成2年と平成17年の国勢調査の数値を比較すると、年少人口（0～14歳）の構成比は、全市町村で減少しており、古平町と仁木町では5ポイント以上減少しています。

生産人口（15歳～64歳）の構成比についても、全市町村が減少傾向にあり、特に積丹町では、10ポイント以上減少しています。

老年人口（65歳以上）の構成比については、全市町村が増加傾向にありますが、赤井川村については、比較的緩やかな増加である一方で、積丹町と古平町は15ポイント以上の増加になっています。

生産人口年齢の減少は、長引く景気低迷の中、有効求人倍率が低迷し、雇用の場が確保できないことなども原因の一つとなっています。

(単位：人)

自治体名	区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H17構成 比率(%)	H2/H17構成 比 増 減	<参考> 平成22年
小樽市	年少	25,242	20,352	17,398	15,082	10.6	△4.9	13,251
	生産	112,165	106,146	98,035	88,088	62.0	△6.7	78,942
	老年	25,804	30,524	35,253	38,984	27.4	11.6	41,559
	計	163,211	157,022	150,687	142,161	100.0		133,752
積丹町	年少	579	418	323	275	9.6	△4.8	230
	生産	2,554	2,203	1,765	1,516	53.0	△10.7	1,326
	老年	879	1,027	1,061	1,069	37.4	15.5	1,075
	計	4,012	3,648	3,149	2,860	100.0		2,631
古平町	年少	774	596	439	355	8.8	△6.8	286
	生産	3,312	3,030	2,682	2,352	58.5	△8.2	2,083
	老年	881	1,028	1,197	1,314	32.7	15.0	1,434
	計	4,967	4,654	4,318	4,021	100.0		3,803
仁木町	年少	791	587	513	459	11.6	△5.6	398
	生産	2,968	2,715	2,445	2,289	57.7	△6.9	2,108
	老年	836	991	1,153	1,219	30.7	12.5	1,316
	計	4,595	4,293	4,111	3,967	100.0		3,822
余市町	年少	4,268	3,635	3,052	2,722	12.0	△4.9	2,418
	生産	16,896	16,008	14,973	13,617	59.9	△7.0	12,387
	老年	4,102	4,842	5,660	6,394	28.1	11.9	6,674
	計	25,266	24,485	23,685	22,734	100.0		21,479
赤井川村	年少	222	226	184	159	12.1	△3.0	170
	生産	1,007	1,043	1,017	815	62.2	△6.3	716
	老年	241	283	311	336	25.7	9.3	348
	計	1,470	1,552	1,512	1,310	100.0		1,234
合 計	年少	31,876	25,814	21,909	19,052	10.8	△4.9	16,753
	生産	138,902	131,145	120,917	108,677	61.4	△6.8	97,562
	老年	32,743	38,695	44,635	49,316	27.8	11.7	52,406
	計	203,521	195,654	187,462	177,053	100.0		166,721

(資料：国勢調査。平成22年は5月末現在、住民基本台帳による。)

※不明者等により区分の計と総人口計が一致しないことがあります。

## (4) 人口動態の推移

圏域内の人口は、近年2千人を超えるペースで毎年減少を続けています。

余市町と赤井川村で、減少のペースが落ちているほかは、いずれもほぼ同じペースで減少を続けています。

特に小樽市では、社会動態による減少が毎年千人程度で、大きな問題となっています。

(単位：人)

自治体名	区分	平成10年	平成19年	平成20年	平成21年
小樽市	自然	△ 510	△ 994	△ 966	△ 1,031
	社会	△ 446	△ 1,046	△ 1,099	△ 979
	計	△ 956	△ 2,040	△ 2,065	△ 2,010
積丹町	自然	△ 32	△ 28	△ 42	△ 43
	社会	△ 42	△ 81	△ 45	△ 40
	計	△ 74	△ 109	△ 87	△ 83
古平町	自然	△ 15	△ 37	△ 36	△ 25
	社会	△ 50	△ 40	△ 40	△ 56
	計	△ 65	△ 77	△ 76	△ 81
仁木町	自然	△ 3	△ 37	△ 33	△ 32
	社会	△ 35	△ 12	△ 14	△ 10
	計	△ 38	△ 49	△ 47	△ 42
余市町	自然	△ 69	△ 142	△ 140	△ 144
	社会	△ 165	△ 280	△ 138	△ 27
	計	△ 234	△ 422	△ 278	△ 171
赤井川村	自然	4	3	△ 6	4
	社会	△ 11	△ 34	△ 20	△ 6
	計	△ 7	△ 31	△ 26	△ 2
合計	自然	△ 625	△ 1,235	△ 1,223	△ 1,271
	社会	△ 749	△ 1,493	△ 1,356	△ 1,118
	計	△ 1,374	△ 2,728	△ 2,579	△ 2,389

※職権による増減は含んでいません。

(資料：各市町村の統計資料)

## 4 産業等の推移

### (1) 産業別就業者数

就業者数から見て、第1次産業が基幹産業になっているのは、仁木町、赤井川村、積丹町であり、仁木町、赤井川村においては、製造・加工業が少ないため、多くは農産物をそのまま出荷しています。古平町、余市町では農水産物の生産及び加工が行われています。小樽市は、食品加工業のほか、卸・小売業やサービス業のほか、医療、福祉関係に従事する者の割合が高くなっています。

(単位：人、%)

自治体名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		合計
	従業者数	割合	従業者数	割合	従業者数	割合	従業者数	割合	
小樽市	871	1.4	11,730	18.8	46,949	75.4	2,734	4.4	62,284
積丹町	417	28.0	257	17.3	814	54.7	—	—	1,488
古平町	313	15.2	761	36.8	992	48.0	—	—	2,066
仁木町	970	46.9	175	8.4	872	42.1	53	2.6	2,070
余市町	1,568	15.3	1,990	19.4	6,677	65.2	8	0.1	10,243
赤井川村	269	35.7	64	8.5	421	55.8	—	—	754
合計	4,408	5.6	14,977	19.0	56,725	71.9	2,795	3.5	78,905

(資料：平成17年国勢調査)

### (2) 事業所数の推移

事業所数は、赤井川村を除いた市町村で減少しています。特に、小樽市、積丹町、古平町は著しく減少しています。雇用の場の縮小は、人口減少の要因の一つになっています。

自治体名	平成8年	平成13年	平成18年	H8/H18 増減率(%)
小樽市	8,407	7,758	6,789	△ 19.2
積丹町	250	229	210	△ 16.0
古平町	287	257	229	△ 20.2
仁木町	219	226	207	△ 5.5
余市町	1,240	1,104	1,104	△ 11.0
赤井川村	66	82	73	10.6
合計	10,469	9,656	8,612	△ 17.7

(資料：事業所・企業統計調査)

**(3) 商店数（卸・小売）の推移**

平成3年と平成19年の調査結果を基に、圏域を構成している全市町村の平均を見ますと、約4割減少しています。この要因としては、長引く景気低迷、後継者不足などから、移転・廃業を余儀なくされ、そのことにより、商店数の減少が止まらない状況にあります。

自治体名	平成3年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	H3/H19 増減率(%)
小樽市	3,105	2,511	2,305	2,261	1,916	△ 38.3
積丹町	91	61	60	56	52	△ 42.9
古平町	101	74	68	67	58	△ 42.6
仁木町	88	67	67	67	60	△ 31.8
余市町	499	350	301	289	284	△ 43.1
赤井川村	23	22	19	16	13	△ 43.5
合 計	3,907	3,085	2,820	2,756	2,383	△ 39.0

(資料：商業統計調査)

**(4) 販売額（卸・小売）の推移**

平成3年と平成19年を比較しますと圏域を構成している全市町村で約3割以上減少しています。直近の平成16年の調査と比較しますと、赤井川村のみが増加し、古平町、仁木町においては、2割以上減少しています。

(単位：百万円)

自治体名	平成3年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	H3/H19 増減率(%)
小樽市	420,052	388,706	342,957	319,904	292,958	△ 30.3
積丹町	5,315	4,115	3,388	3,485	2,968	△ 44.2
古平町	3,353	2,503	2,502	3,008	2,361	△ 29.6
仁木町	4,637	3,039	3,870	3,425	2,448	△ 47.2
余市町	50,056	44,473	42,187	37,163	34,747	△ 30.6
赤井川村	1,157	1,498	1,340	665	726	△ 37.3
合 計	484,570	444,334	396,244	367,650	336,208	△ 30.6

(資料：商業統計調査)

## (5) 農業生産品目構成

北後志地域は、余市町・仁木町を中心に果樹・野菜の栽培が盛んな地域であり、りんご、ぶどう、さくらんぼを中心に生産されています。近年は、プルーン、ブルーベリーなども生産されています。

後志管内における、りんごの収穫量は、全道収穫量の約4割、ぶどうについては、約8割、さくらんぼは、約6割を占めており、そのほとんどが当圏域において収穫されています。

また、赤井川村では豚肉、積丹町・古平町では肉用牛・乳用牛が飼養されています。

(単位：千万円)

自治体名	耕種					畜産	合計
	米	野菜	果実	その他	米		
小樽市	71	1	51	x	19	4	75
積丹町	17	—	12	—	5	39	56
古平町	7	2	4	—	1	12	19
仁木町	351	51	118	166	16	23	374
余市町	406	4	147	231	24	32	438
赤井川村	78	15	48	1	14	72	150
合計	930	73	380	398	79	182	1,112

(資料：農林水産省 平成18年市町村別農業産出額)

## (6) 農家数等の推移

古平町以外は農家数及び農家人口が減少しています。主な要因として、後継者不足があります。当圏域において、農業は、基幹産業であることから、今後、農産物の付加価値化、ブランド化に取り組み、後継者不足の解消を図る必要があります。

(単位：戸、人、ha)

自治体名	平成12年			平成17年		
	農家数	農家人口	耕地面積	農家数	農家人口	耕地面積
小樽市	357	1,045	231	249	690	180
積丹町	102	312	652	97	271	587
古平町	41	92	72	51	120	x
仁木町	482	1,681	1,533	438	1,425	1,338
余市町	538	1,984	1,265	494	1,667	1,139
赤井川村	131	427	705	126	368	698
合計	1,651	5,541	4,458	1,455	4,541	3,942

(資料：農業センサス)

**(7) 漁獲高（数量ベース）**

当圏域の水産業は、古くは、ニシン漁を主体として栄え、現在は、ほっけが最も多く、次いですけとうだら、するめいか類、たこ等となっています。

小樽市の平成21年で水揚げ高が減少しているのは、前年に豊漁だったほっけが大幅に減少しているのが主な要因です。

(単位：t)

自治体名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小樽市	60,923	47,450	59,169	62,403	41,948
積丹町	3,534	4,024	2,679	3,647	2,651
古平町	3,997	3,646	3,288	3,808	3,593
仁木町	—	—	—	—	—
余市町	3,543	3,649	3,183	2,990	3,025
赤井川村	—	—	—	—	—
合計	71,997	58,769	68,319	72,848	51,217

(資料：各市町村統計資料)

**(8) 漁獲高（金額ベース）**

平成20年は、主力魚種の豊漁もあり、漁獲金額が増加しましたが、平成21年は過去5年間の中でも、古平町を除き、最低の金額となっています。

その主な要因は、ほっけの漁獲量の減少も影響していますが、魚価安などの影響もあります。

(単位：千円)

自治体名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小樽市	5,683,366	5,873,115	5,520,042	6,305,465	4,168,277
積丹町	1,305,554	1,493,775	1,033,277	1,383,640	974,574
古平町	1,365,110	1,439,105	1,382,690	1,656,119	1,403,987
仁木町	—	—	—	—	—
余市町	1,604,498	1,796,353	1,497,513	1,492,702	1,400,677
赤井川村	—	—	—	—	—
合計	9,958,528	10,602,348	9,433,522	10,837,926	7,947,515

(資料：各市町村統計資料)

## 5 地域医療の概況

### (1) 圏域内の病院・診療所数

圏域内における病院数は、中心市である小樽市18施設に対し、周辺町村は、余市町の2施設のみとなっています。その他の町村では、積丹町、赤井川村の診療所は、無床診療所であり、入院は、他市町で対応せざるを得ない状況です。

	小樽市	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村	合計
病院数	18	—	—	—	2	—	20
診療所数	87	1	1	1	16	1	107

(資料：各市町村調べ（平成22年7月現在）)

※診療所は一般・有床診療所のうち地域住民を対象にしている施設のみ掲載

### (2) 圏域内の市立・公的病院、診療所の概要

小樽市は市立病院と公的病院があることから、多様な診療科の機能を維持しているものの、余市町以外の町村においては、主に内科、外科が中心です。

#### ■圏域内の市立・公的病院と、小樽市、余市町以外の診療所の設置状況

区分	病院・診療所名	診療科名
病院	市立小樽病院	内科、外科、小児科、整形外科、産婦人科、泌尿器科、麻酔科、眼科、皮膚科、耳鼻いんこう科、形成外科、放射線科、脳神経外科、精神科
	小樽市立脳・循環器・こころの医療センター	脳神経外科、循環器内科、心臓血管外科、精神科、麻酔科、放射線科、内科、外科
	北海道済生会小樽病院	循環器内科、神経内科、外科、整形外科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、麻酔科、放射線科
	北海道済生会小樽西病院 社会福祉法人 北海道社会事業協会 小樽病院	内科、小児科、リハビリテーション科 消化器内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、循環器科、呼吸器科、眼科、放射線科、麻酔科、精神科
	日本海員掖済会 小樽掖済会病院	内科、消化器科、胃腸科、外科、肛門科、整形外科、麻酔科
社会福祉法人 北海道社会事業協会 余市病院	内科、循環器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経内科、産婦人科、眼科、泌尿器科	
小樽市と余市町以外の診療所	積丹町立国民健康保険診療所	内科、外科
	小樽掖済会病院附属古平診療所	内科、外科
	森内科胃腸科医院（仁木町）	内科、消化器科
	赤井川診療所	内科、小児科、外科、整形外科

(診療所は一般・有床診療所のうち地域住民を対象にしている施設のみ掲載)

**(3) 救急医療体制**

当圏域内の救急医療体制は、初期救急医療においては、小樽市夜間急病センターと小樽市医師会、余市医師会の在宅当番制、第2次救急医療機関では余市町の協会病院以外は小樽市内に集積しており、圏域内の救急医療を担っています。

また、救急医療機関がない地域においては、交通手段の確保や救急搬送時間の短縮のための道路等の整備が大きな課題となります。

■圏域内の救急医療機関

地 域	初期救急医療機関	第2次救急医療機関
北後志地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽市夜間急病センター（内科、小児科、外科）</li> <li>・在宅当番制 小樽市医師会 余市医師会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小樽病院</li> <li>・小樽市立脳・循環器・こころの医療センター</li> <li>・北海道社会事業協会 小樽病院</li> <li>・北海道済生会小樽病院</li> <li>・医療法人ひまわり会小樽病院</li> <li>・日本海員掖済会 小樽掖済会病院</li> <li>・北海道社会事業協会 余市病院</li> </ul>

**(4) 小児救急・周産期医療体制**

小児救急医療体制においては、第二次医療圏である後志地域においても、北海道社会事業協会 小樽病院（以下「小樽協会病院」という。）のみであり、当圏域である北後志地域のみならず、重要な役割を担っています。

周産期医療は、妊娠後期から新生児早期までの時期の母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康を守る医療であり、第二次医療圏である後志地域における病院は、2医療機関あり、当圏域では、小樽協会病院のみとなっています。

また、近年、少子高齢化が進展する中、地域において、安心して子どもを産むことができる環境整備、また、高齢出産などによるハイリスク妊娠・分娩に対応した受入れ体制の整備が求められていることから、産科医と小児科医が協力・連携した医療体制が整備されている医療機関の支援が必要となっています。

■圏域内の小児救急・周産期医療

地 域	病 院	
北後志地域	北海道社会事業協会 小樽病院	第二次医療圏である後志圏域で唯一の地域周産期母子医療センター、小児救急医療支援病院

**(5) 圏域内の産科医療機関**

地 域	病 院	診 療 所
北後志地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道社会事業協会 小樽病院（地域周産期母子医療センター、小児救急医療支援病院）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おたるレディースクリニック（有床）</li> </ul>

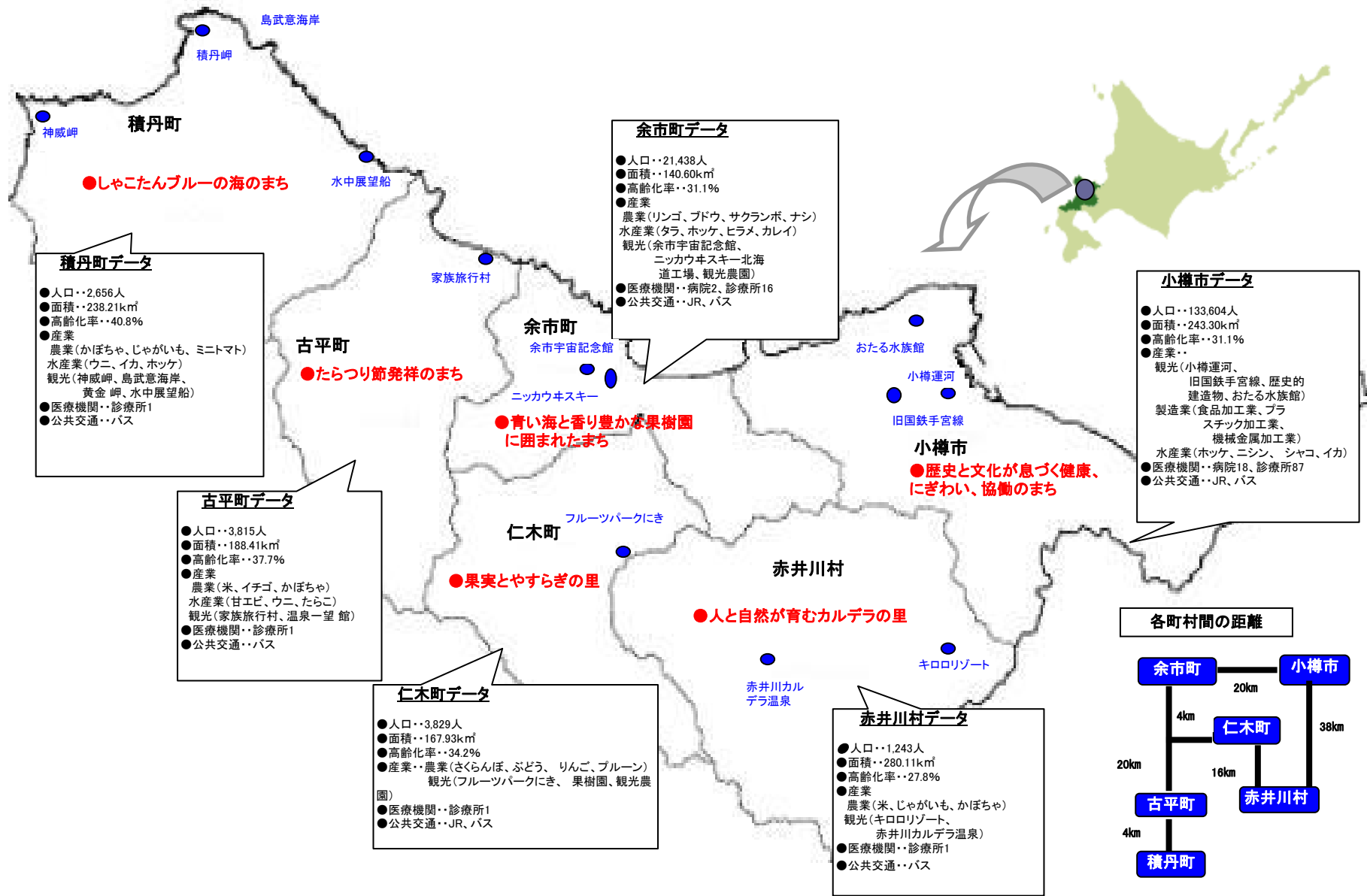


## 6 構成市町村の主な地域資源

	小樽市	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村
<b>自然・景観</b>	毛無山からの眺望 旭展望台からのまちと港 赤岩・オタモイ海岸 丸山から360度眺望 夕日が映える忍路湾	国定公園・海中公園指定の海岸線 (神威岬・島武意海岸・黄金岬) 積丹岳(1255m)	セタカムイ岩	余市川 頂白山 果樹園	奇岩ローソク岩 奇岩恵比寿・大黒岩 リタロード シリバ岬など	冷水峠からの展望 (雲海含む) ライオンの滝 盤ノ沢滝 落合ダム 常盤ダム 余市岳
<b>歴史・文化 ・芸術</b>	小樽市総合博物館 市立小樽文学館美術館 手宮洞窟保存館、小樽市鯨御殿 旧手宮鉄道施設 旧日本郵船(株)小樽支店 伊藤整文学碑、忍路環状列石 小林多喜二文学碑	ソーラン節発祥の地 鯨漁家と石蔵 美国神社 神威神社	五百羅漢園 吉田一穂生誕百年記念碑 水見悠々子碑	阿波踊り 若鮎太鼓	国指定重要文化財 旧下ヨイチ運上家 国指定史跡 旧余市福原漁場 国指定史跡 フゴツベ洞窟 道指定史跡西崎山環状列石 よいち水産博物館、文豪 幸田露伴句碑 ソーラン節発祥之地碑、松尾芭蕉句碑 など	カルデラ太鼓
<b>地域資源 農林水産物 (加工品含む) 鉱工業品 (地場産品)</b>	にしん、たら、すけとうだら ほっけ、かれい、かすべ、いか ホタテ稚貝その他 かまぼこ、甘露煮、昆布巻など水産加工品 ガラス工芸品、オルゴール 日本酒、地ビール、ワイン	生ウニ、ウニ丼 魚介類全般 海産物の薫製 カボチャ・ジャガイモ ミニトマト	甘エビ、ウニ、たらこ 米、イチゴ、かぼちゃ 加工品 たらこ、かずの子、つぶ、塩辛 その他水産加工品 新巻しゃげ	さくらんぼ ぶどう りんご なし ブルー トマト 米	農業関係 リンゴ・サクランボ・ぶどう・梨など ミニトマト・ピーマン・ササゲ・イチゴなど 漁業関係 タラ・ホッケ・ヒラメ・カレイ・タコ・エビなど 水産加工関係 ミガキニシン・数の子・タラコ など	水稲、馬鈴しょ、かぼちゃ、 スイートコーン、メロン トマト、カラーピーマン、 ブロッコリー、ソラマメ、 アスパラガス、トルコギキョウ など
<b>観光資源</b>	旧国鉄手宮線 小樽運河 歴史的建造物 おたる水族館 堺町界わい 朝里川温泉郷など	神威岬自然公園(北海道遺産) 島武意海岸(日本の渚百選) 積丹岬遊歩道 黄金岬 水中展望船(美国漁港) 岬の湯しゃこたん 美国神社・神威神社 海釣り・ダイビング	家族旅行村 日本海ふるびら温泉一望館 パークゴルフ場 琴平神社神輿渡御行列	フルーツパークにき 果樹園、観光農園 ふれあい遊トピア公園	ニッカウキスキー北海道工場 余市宇宙記念館(スペースアップルよいち) 余市川 余市フィッシャリーナ 浜中モイレ海水浴場 観光農園 余市川桜並木 余市葡萄酒醸造所「ヴァインレーゼ」 など	キロロリゾート 赤井川カルデラ温泉
<b>イベント</b>	小樽さくら祭り おたる祝津にしん祭り おたる潮まつり 小樽からす市 おたる産しゃこ祭 小樽ロングクリスマス 小樽雪あかりの路	しゃこたんソーラン味覚祭り(6月下旬) どっこい積丹冬の陣 美国神社祭典(7月)	古平漁港青空市場	サクランボフェスティバル うまいもんじゃ祭り 秋のくだもの祭り 仁木ウィンターフェスティバル	北海ソーラン祭り 味覚の祭典 味覚マラソン	春のキロロまつり カルデラの味覚まつり キロロ秋の味覚まつり 赤井川ジュニアクロスカントリースキー大会 ひまわりフォト絵画コンテスト

※構成市町村の提出による

# 北しりべし定住自立圏 ～海と山に囲まれた自然豊かな圏域～



## 7 圏域の課題

圏域全体の人口は減少傾向にあり、高齢化が進んでいます。平成21年10月1日現在、高齢化率の全国平均が22.7%、北海道の平均が24.2%となっている一方、圏域内の平成22年3月末現在の高齢化率は30%を越えており、全国平均を大きく上回っている状況です。

今後、高齢者や若者が定住していくためには、地域医療体制の確保や若者の雇用創出、生涯学習等の充実、地域資源を活用した産業の活性化、広域観光の取組による圏域内外との交流を促進していく必要があります。

### (1) 地域医療体制の確保

当圏域を構成している市町村は、医師不足により医療サービスが低下し、住民の利便性が低下している状況です。

町村によっては、初期救急医療体制が維持できず、他市町での対応を余儀なくされており、特に小児救急、周産期医療は、小樽協会病院の1か所であり、その役割は圏域内だけでなく、第二次医療圏である後志地域全体においても重要な役割を担っています。

今後、地域の医療体制を維持・確保していくためには、小樽市にある市立病院や公的病院が中心となって、圏域内の医師会の協力もいただきながら、各市町村の病院・診療所が連携を図ることが必要です。

### (2) 若者が地域に定着する環境づくり

全国的に少子高齢化が進む中、圏域内においても年少人口と生産人口が著しく減少しています。今後、持続可能な圏域を形成するためには、圏域を支える若者が地域に定着する環境づくりが必要です。

そのためには、地域産業の活性化による若者の雇用の確保はもちろん、仕事と子育てが両立できる職場環境や、安心して子供を生み育てられる環境づくりが必要です。

### (3) 住民の交流と高齢者の生きがいづくり

住民のライフスタイルの多様化や高齢化により、住民のニーズに対応した多様な生涯学習・スポーツなどに参加できる機会の提供が求められています。

今後、圏域内の各施設を利用した生涯学習等の開催について、圏域の住民に情報を発信し、住民の交流を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりの場を提供することが必要です。

### (4) 地域産業の活性化

当圏域を構成している市町村の産業の特徴をみると、周辺町村においては、農業や水産業の一次産業、二次産業がまちの基幹産業であり、小樽市は食品加工やものづくり産業の二次産業や、商業やサービス業の三次産業が中心となっています。

一次産業においては、高齢化が進む中、後継者が不在という大きな課題があり、農水産物の付加価値化と販路拡大により、若者にとっての魅力ある産業として活性化を図っていかねばなりません。一方、小樽市の産業も長引く景気低迷により、大変厳しい雇用情勢が続いています。

地域産業の活性化は、新たな雇用の場を創出し、若者が地域に定住することにもつながることから、周辺町村の魅力ある農水産物を活用した地場産品の商品開発や新たな観光商品の提案が求められています。

**(5) 新たな観光戦略と移住の促進**

小樽市は、観光のまちとして、年間約700万人の観光客が道内外はもちろん、国外からも訪れる都市型観光である一方、関係町村は、ゴルフや果物狩り、温泉、海水浴、スキー、食をテーマにしたイベントなど、多くの魅力的な地域資源を有しています。

しかし、その情報が一体的に圏域内外に発信されていないことや、地域資源が観光資源としての魅力につながることに気づいていない状況です。

今後、豊かな自然や食資源を活用した広域観光の推進など、新たな観光戦略の構築を図る必要があります。

また、各市町村が連携して、豊かな自然や住環境などに関する情報提供を行い、移住促進を図る必要があります。

**(6) 地域づくりを担う人材の育成**

近年、全国の地方自治体では、平成12年の「地方分権一括法」に始まる地方分権の大きな流れを背景に、自主的、自立的な自治体運営が求められています。

限られた、財源と人材の中で、市民のニーズに対応していくためには、地域の多くの資源を効率的・効果的に活用していくことが求められています。

今後、市民との協働による、まちづくりを推進していく上で、情報の共有や市民参加の方法を確立していかなければなりません。

そのためには、職員の意識改革や地域の人材育成が重要であり、持続可能な自立した自治体を形成していくためにも、地域の多くの課題に対し、産・学・官が連携し、広域的な取組を推進していくための人材育成を図る必要があります。

## 第3章 圏域の将来像

### 1 北しりべし定住自立圏の将来像

#### 魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域

北しりべし定住自立圏域を構成している市町村は行政面、経済面において深いつながりを有しており、近年、交通網や交通手段の発達により、市町村の境界を意識することなく、往来し、互いの地域資源の恩恵を享受するなど、結びつきはますます強くなっています。

これまでも、広域的な課題解決として、「北しりべし廃棄物処理広域連合」を組織し、ごみ処理を共同で行うなど、一定の成果を上げてきました。

現在、圏域の人口は、減少傾向にあり、高齢化率も全国平均を大きく上回っており、将来に向けて、圏域の維持を考える重要な時期を迎えています。

一方、小樽市には、年間約700万人の観光客が訪れており、近年では、東アジア圏における海外旅行に対する関心の高まりから、多くの外国人観光客も訪れています。

また、後志は「北海道の縮図」と言われているように、魅力あふれる自然環境と新鮮な農水産物に恵まれていることから、広域観光の推進や農水産物の付加価値化による販路の拡大を進めることによって、地域の活性化を図れる大きな可能性を有していると言えます。

圏域の構成市町村の農水産物や観光資源といった地域の魅力ある資源を最大限に活用して、圏域共通の課題に対応していくためには、圏域内の住民・企業・行政が協働・連携し、圏域の地域資源を活用した経済・産業の活性化、圏域内外の住民や観光客などの交流の推進を図るための圏域内の交通・ネットワークの確保が重要です。

また、持続可能な圏域を形成していくためには、高齢者や子育て世代の若者が安心して暮らせるための地域医療の確保や生きがいつくりの環境整備、子育て環境の整備などの取組が必要です。

このような認識の下、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志6市町村は、新たな広域連携を図ることにより、将来にわたり自立した活力ある圏域の形成に努め、魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する活力ある圏域を目指します。

## 2 将来像実現に向けた目標

### (1) 圏域の住民が安心して暮らせる地域づくり

人口減少、少子高齢化が進行している中、圏域の住民が安心して地域に暮らしていくための生活環境整備が求められています。

特に、医療分野においては、関係機関が連携し、初期救急医療の体制を維持し、子どもを安心して産み育てるための、小児救急・周産期医療体制の維持・確保に努めます。

また、圏域内の医師会の協力の下、市立病院・公的病院を中心とした医療情報の電子化及びネットワーク化の構築を図ることにより、圏域の住民が住み慣れた地域で安心して健康的に暮らせる生活環境の向上を目指します。

### (2) 圏域の地域資源を活用し、産・学・官連携による産業の活性化

当圏域を構成している町村の主要産業は農水産業の第1次産業であり、就業人口も高い割合を占めています。しかし、就業者の高齢化や担い手不足など、多くの問題を抱えている状況です。

一方、中心市である小樽市においても、少子高齢化に伴う購買力の低下や消費の低迷によって、有効求人倍率が低水準で推移しており、若者層を中心に市外への流出が懸念されています。

今後、定住を維持するためには、産業の活性化が不可欠であり、小樽市にある高等教育機関を中心に、産・学・官連携を進め、各地域の資源を活用し、差別化を図りながらブランド化を図る取組が重要です。

そのためには、当圏域の構成町村の基幹産業である第1次産業の活性化と、農水産物を活用した、新たな加工品の開発及び圏域の地域資源を活用した観光商品の開発を図ることにより、新たな雇用を生み出す産業基盤の確立を目指します。

### (3) 圏域内の交通の整備

地理的条件が不利な地域において、住民が安心して暮らせるための必要なサービスの提供を行うため、また、圏外との交流を促進するためには、各市町村間の交通手段の確保は不可欠です。

今後、高齢者の通院や通勤・通学など圏域内の住民はもちろん、観光客などの利便性に配慮し、高速道路の整備推進や国道の安全確保に努めます。

**(4) 施設の有効活用による圏域内の住民の交流と生きがいつくりの促進**

圏域内外の住民との交流を促進するためには、それぞれの歴史、文化、自然、暮らし、イベントなどの地域の魅力や、圏域内の各施設を有効に利用した生涯学習及びスポーツなどの情報を一体となって情報発信することにより、生涯学習等への参加の機会を提供するとともに、生涯学習やスポーツなどを通じた高齢者の生きがいつくりや健康増進に資する施策の推進に努めます。

**(5) 交流人口の拡大と移住の促進**

年間約700万人の観光客が訪れる小樽市を拠点として、圏域内の豊かな自然や食資源を活用した広域観光の取組を進め、滞在時間の延長によって圏域内における経済波及効果を高めます。

また、移住の促進を図るため、小樽市の取組との連携を図り、イベントへの参加を通じて、効果的に住環境などに関する情報提供を行います。

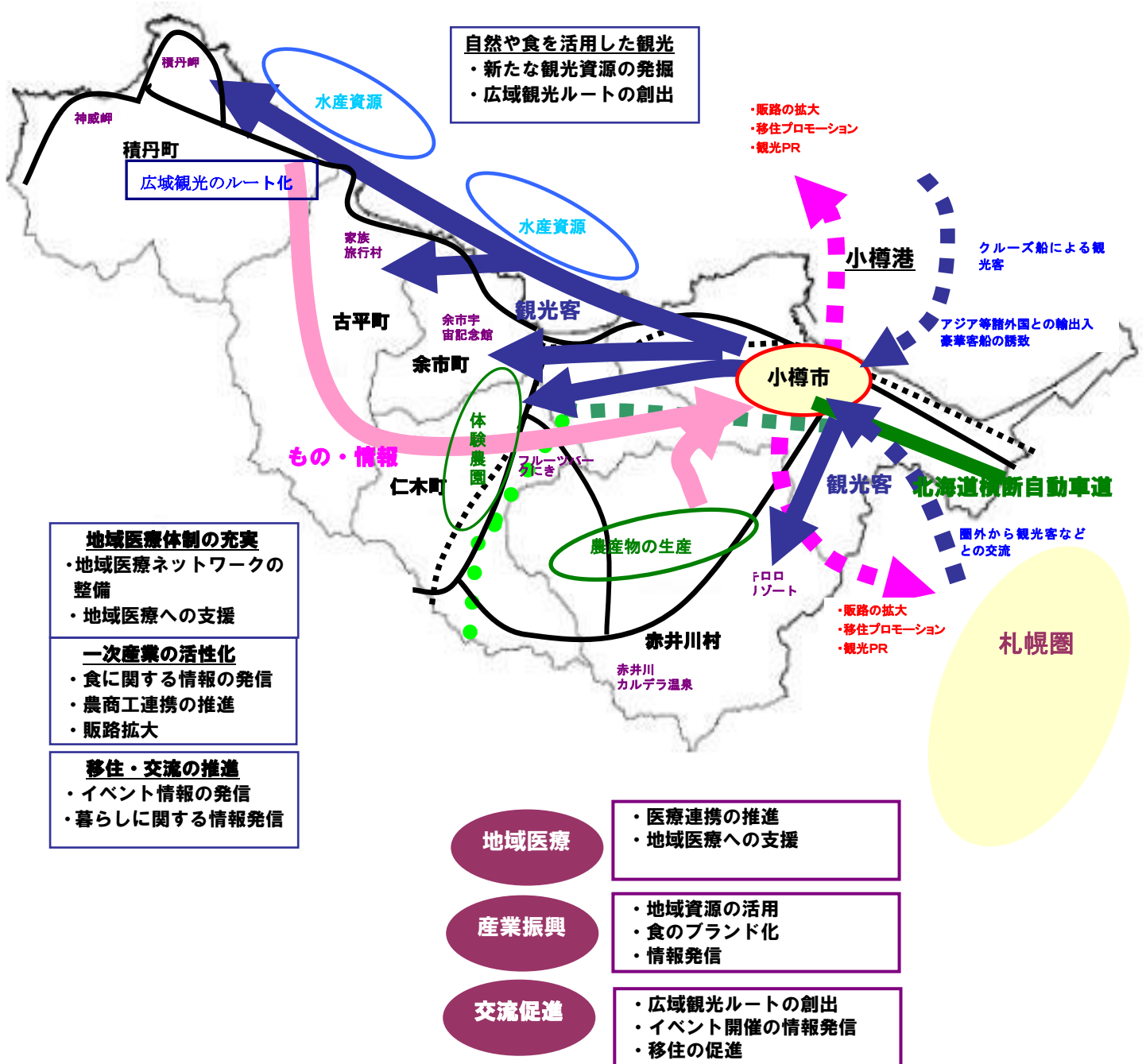
**(6) 地域を支える人材を育成し、自立した活力ある圏域の形成**

地域に住む住民が自ら暮らす地域の未来に、自ら責任と新しい発想を持ち、限られた資源の中で、魅力ある地域づくりを推進していくためには、行政だけでなく、住民と協働で知恵を出し合いながら取り組んでいかなければなりません。

そのためには、各市町村の職員の意識改革、政策形成能力向上を求めていく一方で、地域の産業や福祉、教育、コミュニティ活動を支える人材の育成・確保に努めます。

# ■将来像の実現により形成される圏域のイメージ■

—小樽市は圏域の玄関口として、  
人・もの・情報が交流する—



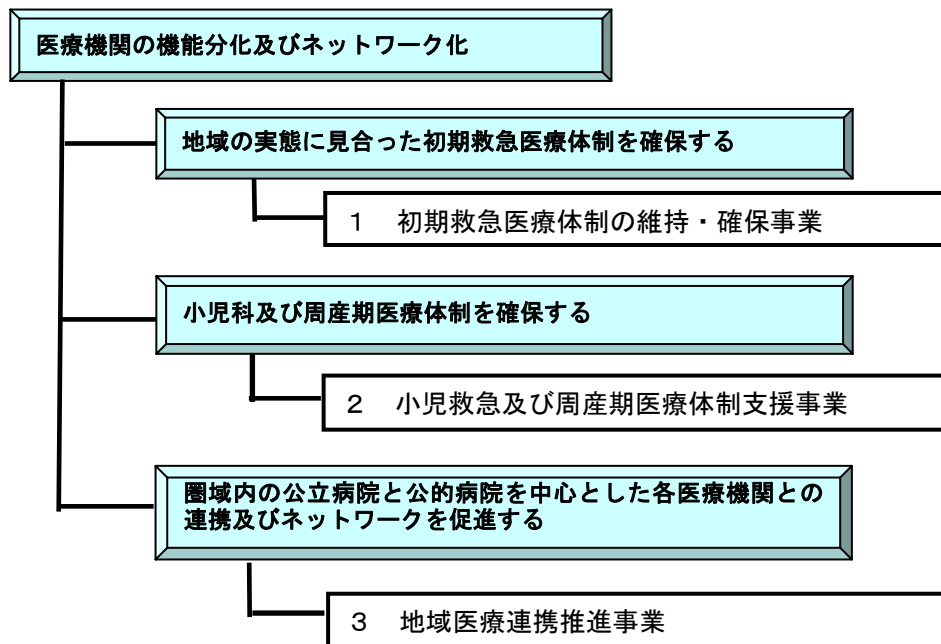


## 第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

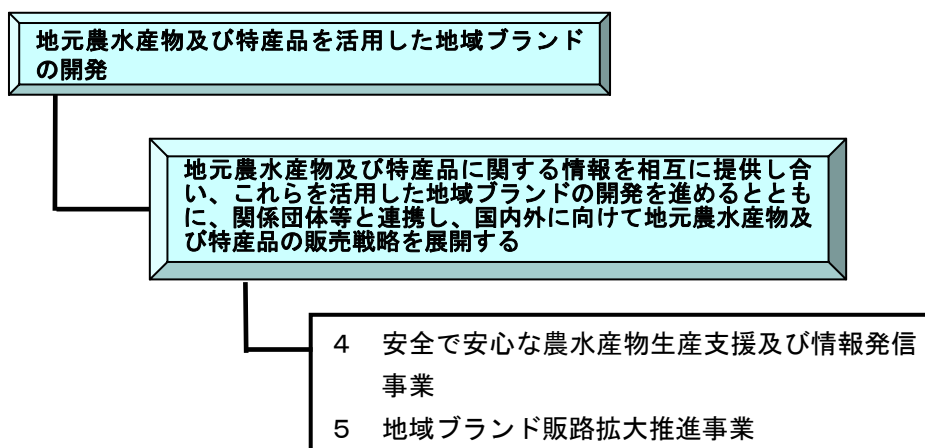
### 1 政策分野別共生ビジョンの体系

#### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

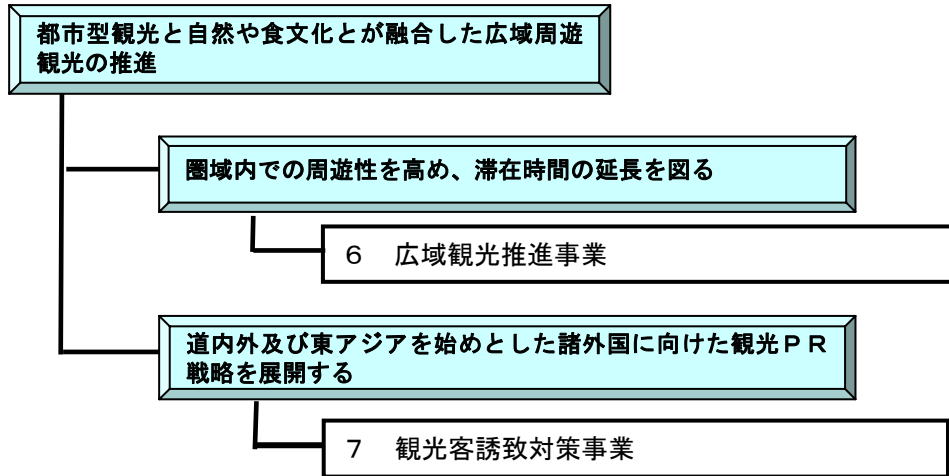
##### ① 医療



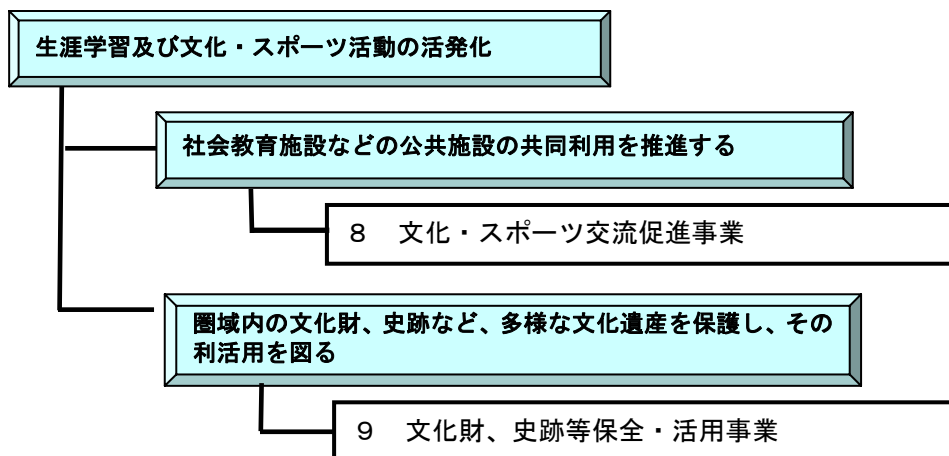
##### ② 産業振興



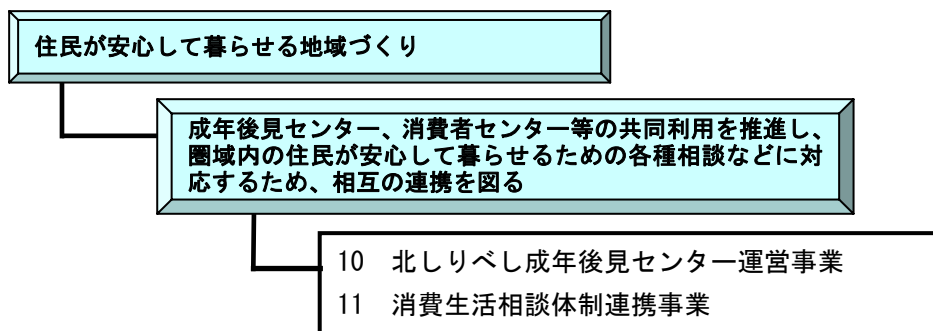
③ 広域観光



④ 教育

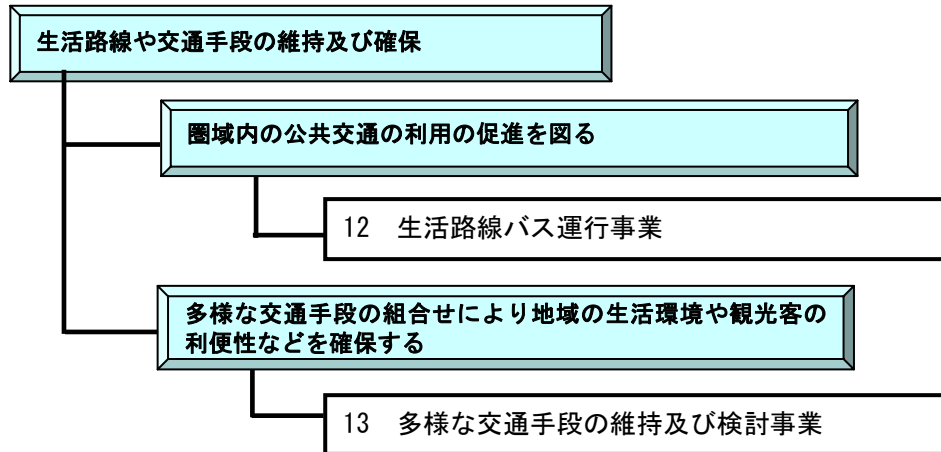


⑤ その他

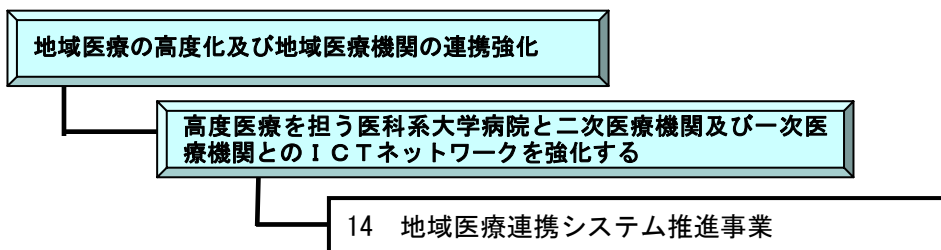


(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

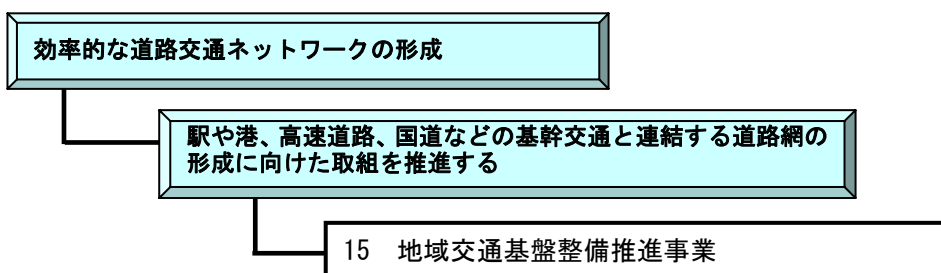
① 地域公共交通



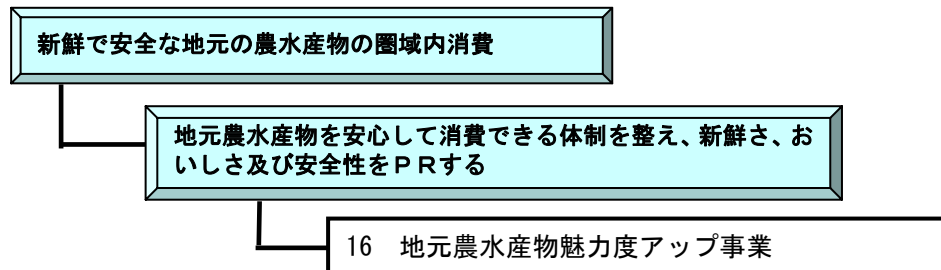
② 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備



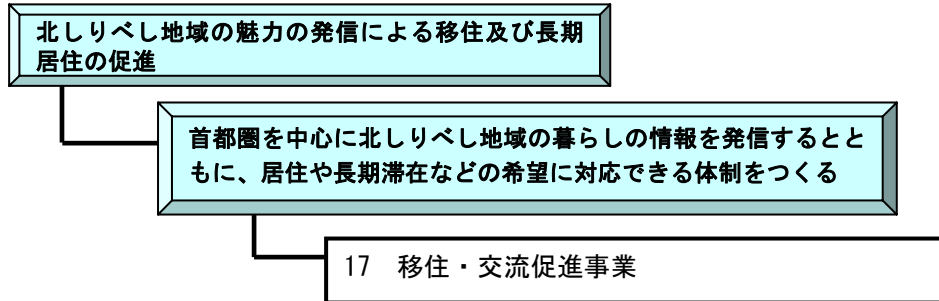
③ 道路等の交通インフラの整備



④ 生産者と消費者との連携による地産地消

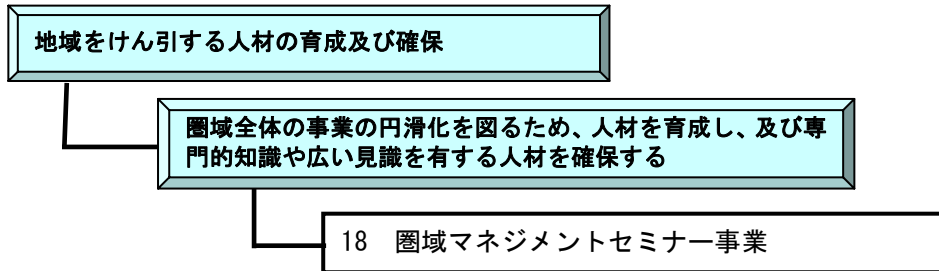


⑤ 地域内外の住民との交流及び移住

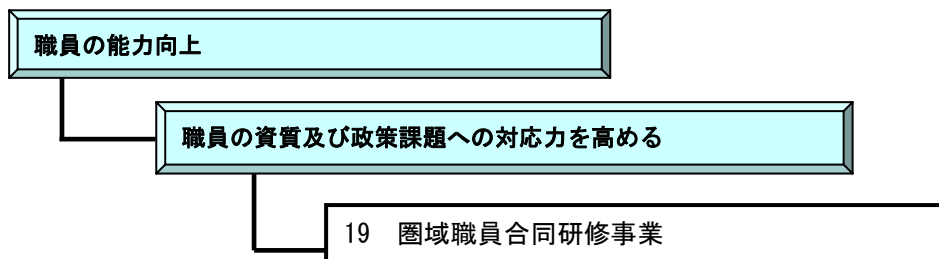


(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材育成



② 圏域内市町村の職員の能力向上



## 2 生活機能の強化に係る政策分野の事業概要

### (1) 医療

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (1) 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。
	中心市の役割	ア 初期救急医療の需要を把握する。 イ 夜間急病センター、休日夜間当番制など、初期救急医療体制の在り方を検討する。 ウ 圏域に適応した初期救急医療体制を構築する。
	関係町村の役割	小樽市が行う初期救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。
事業の概要		圏域内の初期救急医療体制の維持・確保のため、小樽市夜間急病センターの圏域内住民による利用状況を把握し夜間急病センターの在り方、普及啓発について検討するとともに、休日当番制の確保に努めます。

事業名	1 初期救急医療体制の維持・確保事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期救急医療体制の維持 夜間の急病の対応として、小樽市が医師会に委託している夜間急病センターや、日曜日や祝日、土曜日の午後の急病患者の対応として、小樽市、余市町が医師会に委託している在宅当番医制に対し、必要な支援を行います。</li> <li>○実態調査及び普及啓発 圏域内の住民による利用実態を把握するとともに、住民が適切に利用するための普及啓発を行います。</li> </ul>				
取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の初期救急医療体制の維持・確保が図られ、圏域の住民が24時間、365日、安心して暮らすことができます。</li> <li>・普及啓発により、圏域内の住民に対して身近な医療機関としての認識が生まれ、利用の定着化が期待できます。</li> </ul>				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充当財源					

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。  
また、事業内容についても変更となる場合があります。

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (2) 小児科及び周産期医療体制を確保する。
	中心市の役割	二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を維持し、継続するため、必要に応じた支援を行う。
	関係町村の役割	小樽市が行う二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。
事業の概要		圏域内の二次医療機関における周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するため、医療機関に対し必要な協力及び支援を行います。

事業名	2 小児救急及び周産期医療体制支援事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<p>○小児救急医療体制の維持 小児の重症救急患者の医療を確保するため、小児科医の日曜日、土曜日及び夜間の当直体制の維持・確保を行うために小樽市は必要な支援を行うとともに、圏域内の利用実態を調査します。</p> <p>○周産期医療体制の支援 圏域構成市町村で圏域内の周産期医療体制を維持するために小樽協会病院に対して支援を行います。</p>				
取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域周産期医療センターの役割を担う小樽協会病院の機能強化が図られます。</li> <li>・ 圏域内で将来を担う子供たちが健康に暮らせる環境整備が図られます。</li> </ul>				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充当財源					

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。  
また、事業内容についても変更となる場合があります。

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (3) 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を促進する。
	中心市の役割	一次医療及び二次医療を担う各医療機関の役割と機能を明確にするとともに、医療情報の共有化及びネットワーク化を促進するなど、新たな医療連携体制づくりに取り組む。
	関係町村の役割	医療機関連携やネットワーク化などを円滑に促進するため、関係町村の区域内の医療機関に対し支援を行うとともに、小樽市が行う施策に対し必要な協力を行う。
事業の概要		地域間の医療連携を実現し、圏域内で完結する医療体制を構築するため、地域の医療体制の維持・確保のための支援を行い、ネットワークの構築に取り組みます。

事業名	3 地域医療連携推進事業			実施主体	全市町村
事業内容	<p>○地域医療体制の維持・確保 圏域内の住民が安心して暮らせるために、地域に公共医療機関がない町村は民間の病院・診療所の維持・確保に努めます。</p> <p>○ネットワーク化の構築 圏域内において、二次医療までをおおむね地域で完結できる医療体制の確立を目指すために、小樽市立病院、公的病院が地域連携クリニカルパスを推進するなど、機能分担の下、ネットワーク化を推進するとともに、小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能の充実を図りながら、地域医療体制の維持・確保を行います。</p> <p>■診療所等の運営補助 ■クリニカルパスによる医療連携事業 ■地域医療連携センター機能充実の取組</p>				
取組成果	医療機関の役割・機能の効率的分担により、患者にスピーディで最適な医療サービスの提供ができます。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充 当 財 源					

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄矢印表記としています。また、事業内容についても変更となる場合があります。

※クリニカルパスによる連携

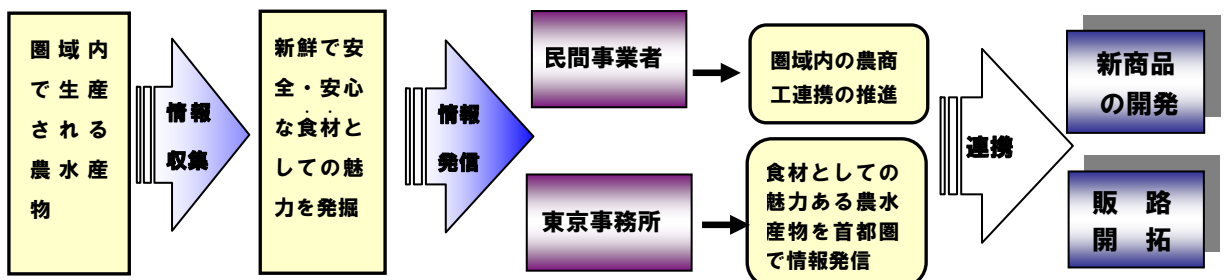
市内基幹病院で構成する「小樽後志地域医療連携連絡会（仮）」を立ち上げ、クリニカルパスにより、病気に対し科学的根拠に基づいた処置や治療を一定の質を保ちながら行う医療の標準化を図り、各医療機関で共有し、連携を推進する。

(2) 産業振興

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。
	中心市の役割	ア 圏域内の農水産物及び特産品、農業漁業体験等の情報などを収集し、関係町村とともに圏域内外を始め国内外に広くPRする。 イ 関係団体等と連携し、関係町村とともに地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドづくりに取り組む。 ウ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を関係町村に提供し、ともにPR活動や販路拡大に取り組む。 エ 関係団体等と連携し、関係町村とともに海外における市場調査、販路の開拓及び圏域のPRに取り組む。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内で産出される農水産物及び特産品に関する情報を小樽市に提供して、小樽市とともにそのPRを行い、地域ブランドづくりを推進する。 イ 小樽市とともに地元農水産物及び特産品の国内外における販路拡大に取り組む。
事業の概要		国が進める農商工連携の取組を推進することにより、新商品の開発の促進が図られるとともに、圏域内の農水産物の情報を首都圏に情報発信し、首都圏での活用を図ります。

事業名	4 安全で安心な農水産物生産支援及び情報発信事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○地域資源の保存及び発掘 圏域内で生産される安全・安心な農水産物の生産に対し、各町村は乳質改善対策事業、野菜ハウス導入事業、農業振興センター運営事業補助や日本海北部ニシン栽培漁業事業費補助、資源放流増殖事業、浅海増殖事業補助などを通じ、必要な支援を行います。 ○情報発信及び利用促進 圏域内の農水産物の魅力を知ってもらうために、情報の共有を図り、必要に応じて民間事業者へ情報を提供するとともに、首都圏などに対し周知を図っていきます。				
取組成果	圏域内の農水産物の情報の共有により、販路開拓と新商品開発が図られます。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充当財源	—————→				

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。また、事業内容についても変更となる場合があります。

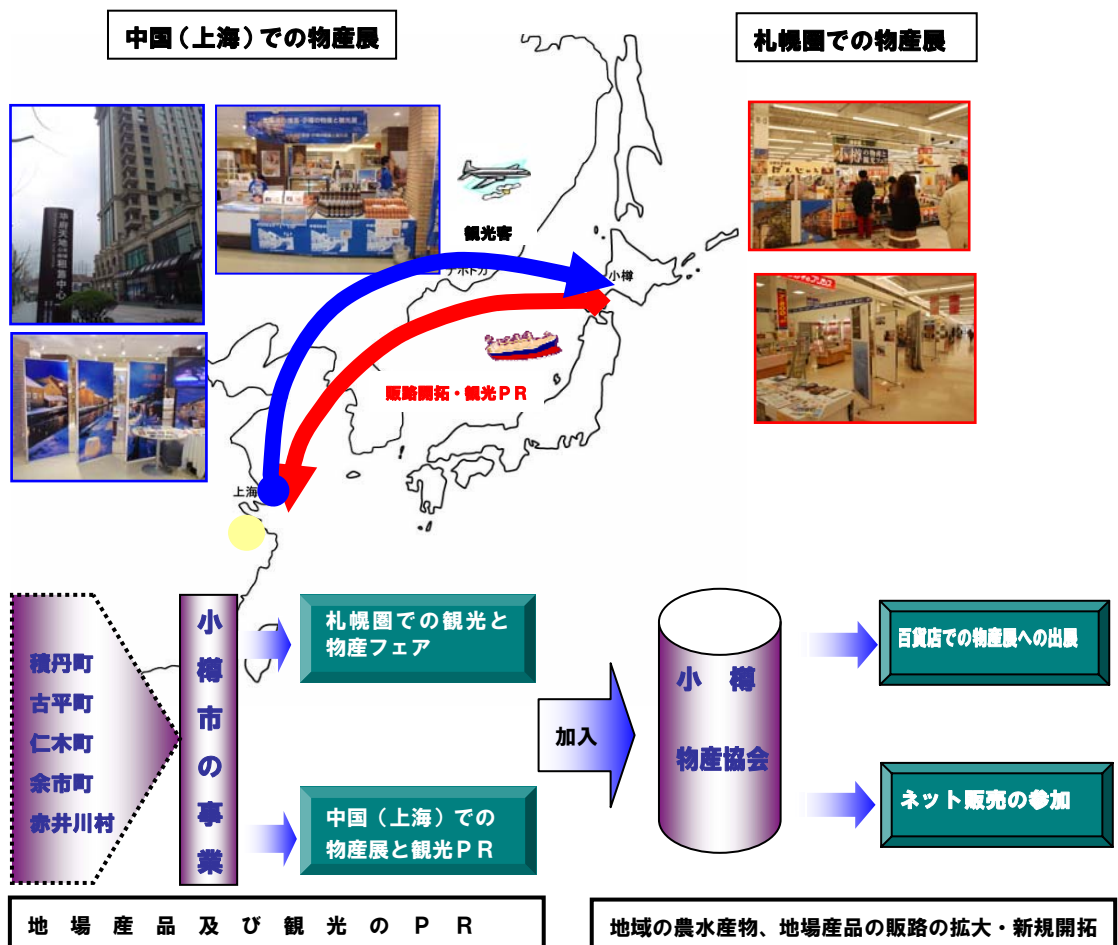




事業名	5 地域ブランド販路拡大推進事業				実施主体	全市町村
事業内容	○道内外における販路拡大 小樽市が展開している札幌圏での観光と物産フェアに参加することにより地元の安全・安心な農水産物や特産品の販路拡大と観光PRを図ります。 ○東アジア圏での販路開拓 中国との定期コンテナ航路を運航している神原汽船の関連会社が中国(上海市)において、主に食品を販売する「グローバル・ジャパン」で開催する物産展や観光PRの取組に参加し、共同で新たな市場での販路開拓について調査・研究を行う。					
取組成果	新たな販路拡大が図られます。					
年度別費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
充当財源						

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。また、事業内容についても変更となる場合があります。

### ■地域ブランド販路拡大推進事業



(3) 広域観光

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	都市型観光と自然や食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (1) 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。
	中心市の役割	ア 関係団体等と連携し、歴史、文化、食、自然などの地域の資源を生かした観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。 イ 関係団体等と連携し、圏域内の交通移動手段及び経路を分かりやすく周知するなど、観光客の周遊しやすい環境づくりを推進する。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内における歴史、文化、食、自然、交通移動手段など、観光に関する情報を小樽市と共有する。 イ 小樽市と協働して観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。
事業の概要		歴史、文化、自然、景観、食、温泉、体験など多くの観光資源を有する本圏域において、連携を図ることで、観光客の満足度を高める新しい観光商品を創出します。

事業名	6 広域観光推進事業			実施主体	全市町村
事業内容	<p>○圏域内の観光情報を発信 圏域は、豊富な自然、歴史、文化、農水産物の資源を有していることから、新聞等で圏域の情報を発信するとともに、圏域内の周遊性を高める取組を推進します。</p> <p>○観光物産センターでの連携 圏域内にある観光物産センターなどで、圏域の観光情報を発信します。</p>				
取組成果	広域的な観光PRを通じて観光客の創出が見込まれます。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充当財源	—————→				

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。  
また、事業内容についても変更となる場合があります。

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	都市型観光と自然や食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (2) 道内外及び東アジアを始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。
	中心市の役割	関係団体等と連携し、観光客に対する圏域の情報を一元化して、道内、道外及び東アジアを中心とした観光PRを行う。
	関係町村の役割	小樽市と協働して観光PRを行う。
事業の概要		海外からのより一層の観光客の誘致を推進するために、東アジア圏に絞った観光プロモーションを行い他の地域にはない、ニーズにマッチした観光情報の発信や観光PRを行います。また、外国人が一人でも観光できるような受入れ環境の整備を行います。

事業名	7 観光客誘致対策事業			実施主体	全市町村
事業内容	<p>○観光情報媒体の整備 必要に応じ、各市町村は観光映像や新規ポスターなどの観光情報媒体の作成を行い、小樽市が行う国内外でのキャンペーンに参加することより、観光客誘致を図ります。</p> <p>○外国人観光客の誘致 今後、増加が見込まれる中国人観光客の誘致を進めるため、観光案内所での中国語、英語での対応やパンフレットの多言語化など、言葉の壁を意識することなく過ごせる体制づくりに取り組みます。</p>				
取組成果	海外への観光情報の発信と受入れ態勢の充実が図られます。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充当財源					

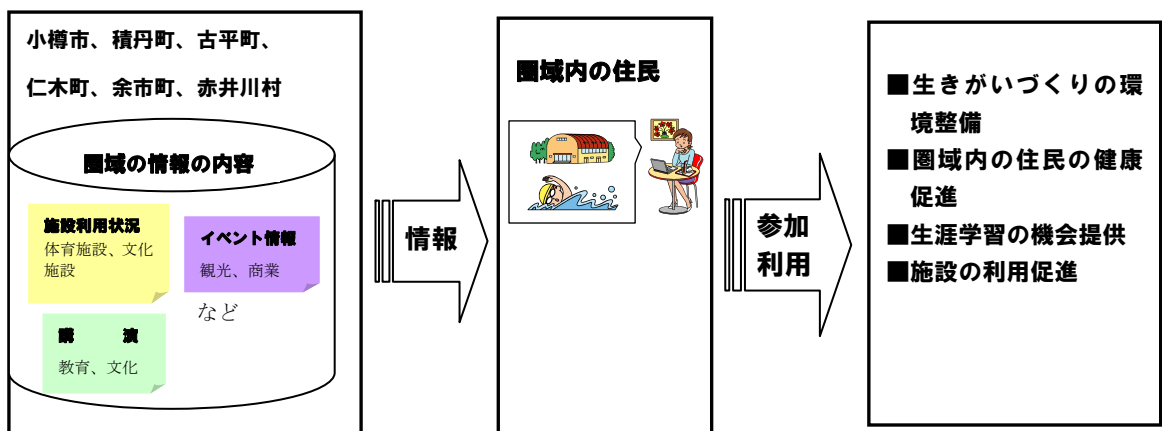
(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。  
また、事業内容についても変更となる場合があります。

(4) 教育

協定書の内容	協定項目・取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (1) 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。
	中心市の役割	ア 市民センター、文学館、美術館、総合体育館等の公共施設の利用案内及びイベント、市民大学講座、各種講演会などの総合的な情報を関係町村に提供する。 イ 市民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。
	関係町村の役割	ア 関係町村が有する公共施設の利用案内及びイベント等の情報を小樽市に提供する。 イ 区域内の住民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。
事業の概要		文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、社会教育施設や体育施設で行われるイベントなどの情報を共有し、住民が講演会などに参加できる機会を提供します。

事業名	8 文化・スポーツ交流促進事業			実施主体	全市町村
事業内容	圏域内の住民に、文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、各市町村で開催される講座や、イベント情報、施設利用について、ホームページなどで情報を発信します。				
取組成果	圏域内の住民すべてに文化活動及びスポーツ活動など参加の機会を提供することで、人づくり、まちの活性化が図られます。				
年度別事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—————→				
充当財源					

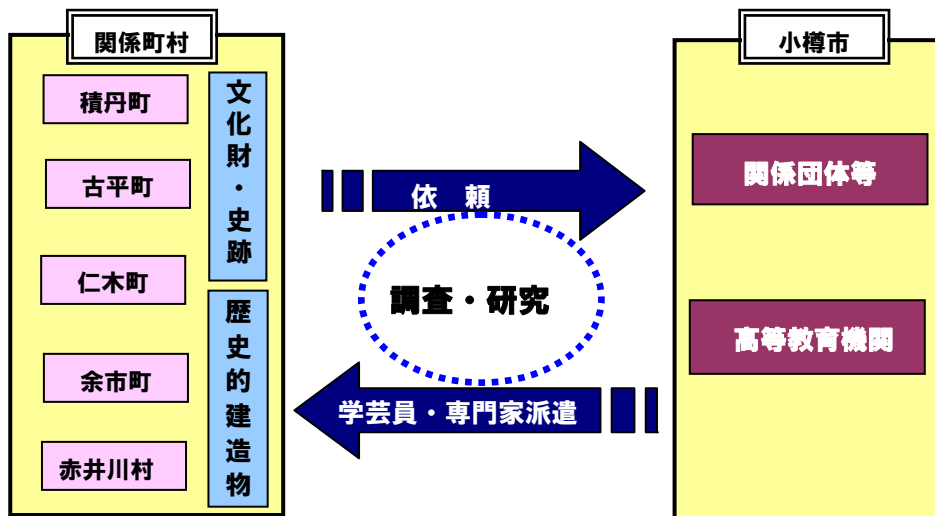
(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。また、事業内容についても変更となる場合があります。



協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (2) 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。
	中心市の役割	圏域内における文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を市民に周知するとともに、共同で文化遺産の調査研究、展示等を行うことにより、その利活用を図る。
	関係町村の役割	区域内の住民に対し、圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を周知するとともに、小樽市とともにその利活用を図る。
事業の概要		圏域内にある文化財、史跡、歴史的建造物などの保存を行うとともに、共同で多様な文化遺産の利活用を図ります。

事業名	9 文化財、史跡等保全・活用事業		実施主体	全市町村	
事業内容	○文化財、史跡などの保全・活用 各市町村にある文化財や史跡、歴史的建造物などについて、有識者、関係団体と連携し、維持・保護を図るとともに、その利活用について、共同で検討します。				
取組成果	圏域内にある文化財、史跡や歴史的建造物などの保存と、その利活用を図ることにより、まちの活性化と、新たな観光資源を創出することができます。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—————→				
充当財源					

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。また、事業内容についても変更となる場合があります。



(5) その他

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	住民が安心して暮らせる地域づくり 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進し、圏域内の住民が安心して暮らせるための各種相談などに対応するため、相互の連携を図る。
	中心市の役割	ア 成年後見センターを整備し、権利擁護の相談や利用支援を行う。 イ 消費生活に関する情報を関係町村に提供するとともに、消費者センターの共同利用について検討する。 ウ 圏域内の住民の各種相談に対応する環境整備について、必要に応じて検討する。
	関係町村の役割	ア 区域内の住民に対し、小樽市が整備する成年後見センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。 イ 区域内の住民に対し、小樽市からの消費生活に関する情報を提供するとともに、消費者センターの共同利用について、小樽市と検討する。 ウ 小樽市が行う各種相談業務を関係町村の地域の住民が利用できるよう、その環境整備について、必要に応じて小樽市と検討する。
事業の概要		成年後見センターを共同で運営し、圏域内の住民の権利擁護の相談や利用支援を行うとともに、小樽市消費者センターの共同利用について検討を行います。

事業名	10 北しりべし成年後見センター運営事業	実施主体	全市町村		
事業内容	北しりべし地域6市町村が運営する成年後見センターを小樽市に開設し、権利擁護の相談や利用支援を行います。				
取組成果	認知症や、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分で、なおかつ資産がない方や少ない方の権利を守り、地域で安心して生活できる環境を整備することができます。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—————▶				
充当財源					

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。  
また、事業内容についても変更となる場合があります。

事業名	11 消費生活相談体制連携事業	実施主体	全市町村		
事業内容	小樽市消費者センターで行っている、消費生活関連の問題の多様化・複雑化の対応のための消費者相談体制機能の維持・確保を図るとともに、圏域内住民についても、消費生活の相談を受けられる体制について検討します。				
取組成果	よりきめ細かく消費者相談ニーズに対応することができます。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—————▶				
充当財源					

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。  
また、事業内容についても変更となる場合があります。

●北しりべし成年後見センター

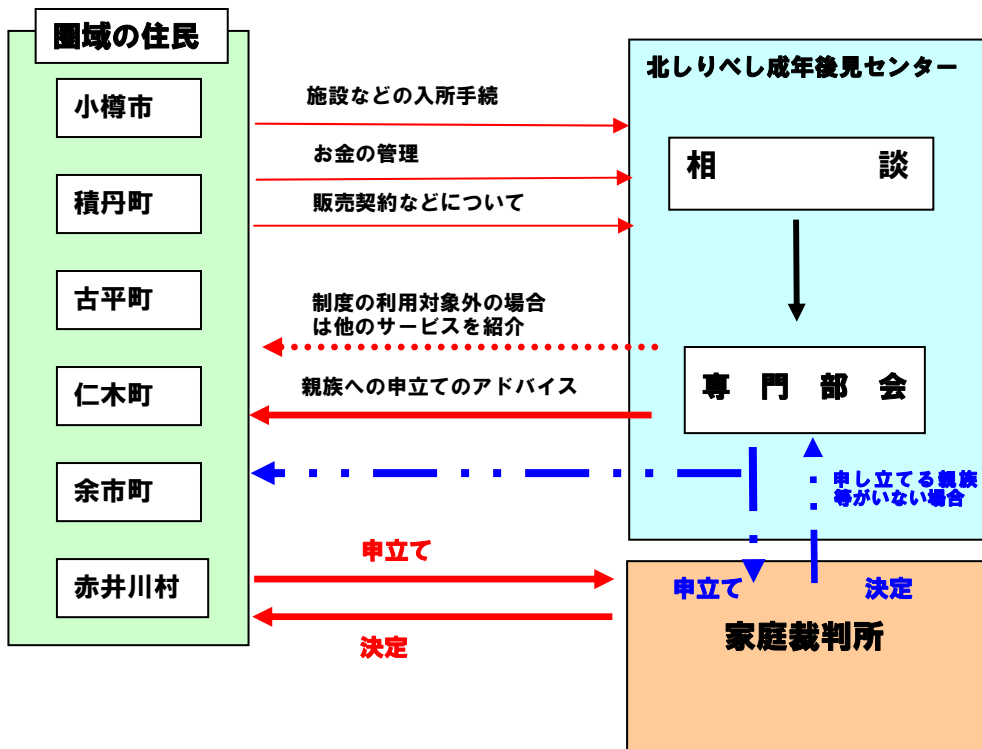
<成年後見事業>

認知症や、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方に対し、適切な支援を行うことにより、住み慣れた地域で安心して生活、また、尊厳ある生き方ができるように支援します。

小樽・北しりべし成年後見センターで対応する成年後見制度の利用対象者は、北後志圏域6市町村（小樽市、積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村）にお住まいの方になります。



【北しりべし成年後見センターの概念図】



### 3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業概要

#### (1) 地域公共交通

協 定 書 の 内 容	協 定 項 目 ・ 取 組 事 項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (1) 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。
	中心市の役割	ア 駅やフェリーターミナル、病院、観光地、商店街などとのアクセス向上のため、路線バスの分かりやすく、利用しやすい経路やダイヤ案内、雪や寒さを防ぐバスシェルターの整備などの取組を支援する。 イ 関係団体等と協力し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
	関係町村の役割	ア 住民の移動動態を把握し、バス路線の効率的な運行経路、運行時間等について、小樽市に情報を提供する。 イ 小樽市と連携し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
事 業 の 概 要		生活の移動手段として自動車が大きな役割を担っているものの、その一方で、高齢者や学生など、自動車を運転しない市民にとって、バスなどの公共交通は日常生活に欠かせない交通手段となっています。今後も、通勤・通学、通院などに必要な生活交通の維持・確保を行うとともに、公共交通の利用向上について調査・研究を行い、関係事業者と調整を図ります。

事 業 名	1 2 生活路線バス運行事業			実 施 主 体	全市町村
事 業 内 容	<p>○生活路線バスの確保 圏域内の住民が町村内の病院・診療所や小樽市にある病院などの都市機能を利用するための日常生活に必要な路線バスを維持・確保します。</p> <p>○公共交通の利用促進 圏域内の運転免許や自家用車を持たない(持てない)高齢者、子供、障がい者などの住民や通勤・通学者、観光客が職場や病院、商業施設、観光施設などへ移動する交通手段について実態を把握し、公共交通の利用促進についての調査・研究を行います。</p>				
取 組 成 果	公共交通ネットワークを維持することにより、中心市である本市の病院や、商業施設といった都市機能を広域的に利用することができ、生活に必要な交通手段を維持することができます。				
年 度 別 事 業 費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充 当 財 源					

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。  
また、事業内容についても変更となる場合があります。



協 定 書 の 内 容	協定項目・ 取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (2) 多様な交通手段の組合せにより地域の生活環境や観光客の利便性などを確保する。
	中心市の役割	公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域や時間帯での交通アクセスについて、デマンドタクシーやレンタカーなどを組み合わせた多様な交通移動手段の利用も考慮した総合的な交通体系を構築する。
	関係町村の役割	小樽市と連携し、総合的な交通体系の構築に取り組む。
事業の概要		地域住民の通院などの交通手段の確保のため、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない交通アクセスの維持確保のため、関係事業への補助などを行うとともに、関係市町村にある交通手段の実態を把握します。

事業名	13 多様な交通手段の維持及び検討事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○デマンドタクシーの活用 現在、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域での診療所などへの交通手段の確保を行います。 ○多様な交通手段の活用の検討 圏域内の多様な交通手段による圏域住民及び観光客などの利便性向上のための多様な交通手段の活用について検討を行います。				
取組成果	地域の生活交通の維持が図られます。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充当財源					

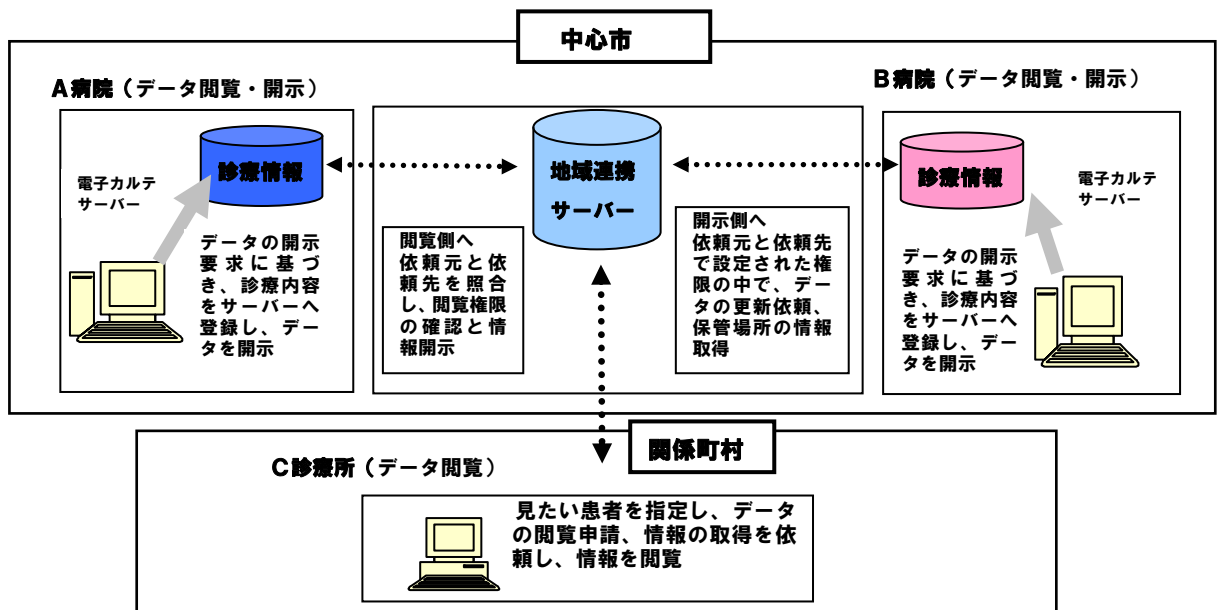
(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。  
また、事業内容についても変更となる場合があります。

(2) 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークを強化する。
	中心市の役割	ア 医療機関のオーダーリングシステム、電子カルテなどの電子化に伴い、画像等の患者情報を必要とする医療機関に瞬時に転送できるICTシステムの導入に取り組む。 イ 遠隔地画像診断システムの導入について、調査研究を始める。
	関係町村の役割	ICTネットワークの強化に当たり、区域内の関係医療機関と調整する。
事業の概要		各医療機関とのICTネットワークの構築を図ることにより、患者の診療情報の共有化を図ります。

事業名	14 地域医療連携システム推進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○医療機関とのネットワークシステムの構築 地域医療における病院・診療所の連携をツールとして、患者診療情報の共有を図るための地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図ります。				
取組成果	中心市の病院と関係町村にある病院・診療所の連携により、地域医療体制の維持・確保が図られます。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充当財源	—————→				

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。また、事業内容についても変更となる場合があります。



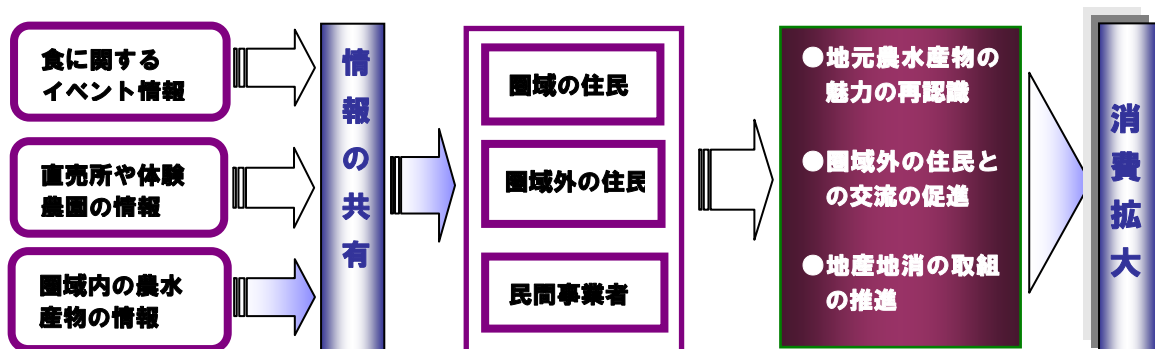


(4) 生産者と消費者との連携による地産地消

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。
	中心市の役割	ア 圏域内の農業者及び漁業者とホテル等の飲食店の調理人などが連携して実施する取組（味覚フェスティバル等の開催）を支援し、圏域内の食材や調理方法のPRを行う。 イ 区域内の商業施設で行われる産地直売イベントに参加し、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。
	関係町村の役割	ア 生産者とホテル等の飲食店の調理人などが連携して実施する取組を小樽市と協力して支援する。 イ 産地直売イベントに参加するとともに、地元の公共施設や集客施設などを活用して、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。
事業の概要		圏域内で生産される新鮮で安心・安全な農水産物や加工品を広く地域住民に周知を図るとともに、イベントの開催や商業施設で開催される産地直売に参加し、消費拡大を図ります。

事業名	16 地元農水産物魅力度アップ事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○圏域内の農水産物に関する情報の収集と発信 各市町村が、地元で生産される農水産物の魅力を知ってもらうために開催しているイベントや圏域内で生産される農水産物、直売所、体験農園などの情報を収集し圏域内外に発信します。 ○イベントへの参加 圏域内の商業施設等で開催されるイベントに参加し、圏域内で生産される農水産物の魅力を知ってもらい、消費拡大を図ります。				
取組成果	圏域内の地産地消の取組や農商工連携の取組を推進することにより、圏域内で生産される食のすばらしさを再認識するとともに、地域経済の活性化につながります。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充当財源	—————▶—————				

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。また、事業内容についても変更となる場合があります。

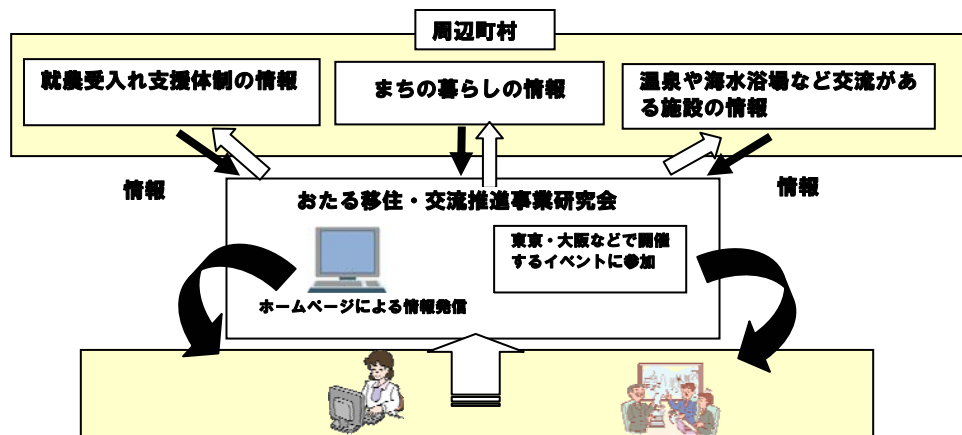


(5) 地域内外の住民との交流及び移住

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	北しりべし地域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進 首都圏を中心に北しりべし地域の暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。
	中心市の役割	ア 東京や大阪などの大都市に加え、札幌周辺の都市において、北しりべし地域の自然や気候、産業、住宅、物価、イベントなど、暮らしに関する情報を発信する。 イ 北しりべし地域への居住や季節居住、二地域居住などの希望に対応できるよう宿泊施設や不動産業者と連携して取り組む。
	関係町村の役割	区域内における暮らしに関する情報やイベント情報などを小樽市とともに発信し、居住体験や長期滞在を推進する。
事業の概要		ホームページや首都圏で開催されるイベントの参加により、首都圏を中心に暮らしの情報や観光、食の魅力を情報発信するとともに、移住体験への参加を促し、圏域の魅力の周知を図ります。

事業名	17 移住・交流促進事業				実施主体	全市町村
事業内容	○交流施設の運営 温泉施設及び自然体験施設など、多くの人たちが集まる温泉施設やキャンプ場などを運営し、圏域外の住民との交流を促進します。 ○移住促進 小樽市が設置している「おたる移住・交流推進事業研究会」で展開している事業において、周辺町村の暮らしの情報や、就農者受入れ支援対策による定住促進の取組などを、ホームページや、首都圏で開催されるイベントで紹介します。					
取組成果	広域的な視点での暮らしの情報を提供することができ、交流・移住促進につながります。					
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
充当財源	—————→					

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。また、事業内容についても変更となる場合があります。



## 4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業概要

### (1) 人材育成

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地域をけん引する人材の育成及び確保 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成し、及び専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。
	中心市の役割	ア 国立大学法人小樽商科大学との包括的な連携協定に基づき開催される研修、交流などに際し、関係町村の職員等に参加の機会を提供する。 イ 区域内の高等教育機関が実施する公開講座、政策研究、企業経営相談などの事業について、関係町村に情報を提供する。 ウ 専門的知識や広い見識を有する人材を確保するため、民間企業等の経験者の職員採用や北海道等の自治体職員との相互人事交流を進める。
	関係町村の役割	小樽市から情報提供があった公開講座等について、必要に応じ、職員や関係者を派遣する。
事業の概要		圏域内の職員や民間企業者を対象に、東アジアやロシアなどの対岸貿易に関する専門アドバイザーを招へいし、現地の状況や販路開拓の可能性について検討します。

事業名	18 圏域マネジメントセミナー事業	実施主体	小樽市		
事業内容	対岸貿易セミナーや、異業種交流グループが開催するオープンセミナーなど、圏域内の職員や民間企業、団体などを対象に、専門家を招へいし、セミナーを行い、人材を育成します。				
取組成果	定住自立圏を形成し、事業を円滑に推進していくための人材を育成することができます。				
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
充当財源	—————▶				

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。また、事業内容についても変更となる場合があります。



【対岸貿易セミナー】



【センチュリー・プラザ・オタル オープンセミナー】

(2) 圏域内市町村の職員の能力向上

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	職員の能力向上 職員の資質及び政策課題への対応力を高める。
	中心市の役割	小樽市が実施する職員研修に関する情報を関係町村に提供し、関係町村の職員が参加する機会を設けるとともに、圏域内市町村において、合同研修を開催する。
	関係町村の役割	小樽市が実施する職員研修に必要なに応じて職員を参加させるとともに、小樽市と連携して合同研修を開催する。
事業の概要		圏域内の各自治体間の職員の連携強化を図るため、小樽市が実施する職員研修に、関係町村の職員が参加する機会を設けます。

事業名	19 圏域職員合同研修事業				実施主体	小樽市
事業内容	リーダーとして、効果的なかかわり方のスキルと人格を磨くために、外部から講師を招へいし、合同で研修会を開催します。					
取組成果	地域の課題が複雑化・多様化している中で、地域住民の要望に対応できるよう圏域の職員を対象に合同で研修を行うことにより、職員の資質と能力の向上を図ります。					
年度別 事業費	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
充当財源	—————▶					

(注) 事業内容については、現在、詳細を協議中であることから、事業費欄は矢印表記としています。また、事業内容についても変更となる場合があります。

